

リタリン流通管理委員会
第 25 回委員会議事録

2016 年（平成 28 年）7 月 21 日、午後 7 時より港区内会議場において委員会を開催した。

委員の総数	9 名
出席委員数	9 名
（学会有識者および薬剤師	7 名）
（生命倫理専門家	1 名）
（弁護士	1 名）

上記のとおり、生命倫理専門家及び弁護士が出席し、かつ、学会有識者及び薬剤師の過半数が出席したので、リタリン流通管理委員会会則第 5 条第 1 項に従い佐藤委員長が議長となり、議事を進行した。

最初に、第 24 回リタリン流通管理委員会（2016 年 2 月 4 日）において確認された新委員の紹介があり、新委員就任について満場一致で承認された。

報告事項：

議長の指示により、事務局は、第 24 回リタリン流通管理委員会（2016 年 2 月 4 日）以降の状況について下記のとおり報告した。

1. 前回委員会後の稟議による審議結果

前回委員会以降、下記のとおり稟議による審議を実施したことを報告した。

- ・第 24 回リタリン流通管理委員会議事録が、2016 年 3 月 22 日に承認され、同年 3 月 24 日に委員会 Web site に掲載した。

2. 保険薬局への処方医確認依頼レター送付状況

前回委員会以降、2015 年 12 月から 2016 年 6 月の間、1 ヶ月の納入実績が 1,500 錠を超えた保険薬局の内、処方医確認未実施（直近数ヶ月間）薬局を対象に『リタリン適正使用（Web での処方医確認）のお願い』レターを下記のとおり送付したことを報告した。

- ・2015 年 12 月：1 薬局
- ・2016 年 2 月：1 薬局
- ・2016 年 4 月：1 薬局

3. 適正使用継続依頼レターを送付した医師の処方状況

前回委員会で、納入状況を継続して注視し、今回委員会で再度報告することとなっていたリタリン登録医師 3 名（3 施設）の前回委員会後の納入状況を報告した。3 施設とも、レター送付後は 1,000 錠から 1,500 錠程度の納入となっていることを報

告し、特に問題ないことが確認された。

4. 流通管理違反の事例

登録医師確認を実施しないで調剤をした保険薬局についての事務局対応の経緯を報告した。保険薬局については過去の対応に倣い疑義照会文書・回答書の送付・返信受理後、注意喚起文書・誓約書の送付・誓約書受理をし、処方医師に対しては不可経緯文書を送付したことを報告した。

5. 医道審議会医道分科会と厚生局 8 局の処分情報調査

前回（第 24 回）委員会報告以降 2016 年 6 月までの医道審議会医道分科会と地方厚生局 8 局の保険医取消し処分対象者の調査結果について、下記のとおり報告した。

- ・2016 年 3 月 11 日の医道審議会医道分科会にて発表された医師・歯科医師 19 名の行政処分対象者にリタリン登録医師はいなかった。

- ・2016 年 1 月～6 月の地方厚生局 8 局の処分情報調査結果とリタリン登録医師情報を照合した結果、処分対象者にリタリン登録医師はいなかった。

6. 登録更新手続き未実施登録医に対する登録取り消し状況

2015 年 11 月と 12 月にリタリン登録医の登録情報である指定学会の専門医/認定医資格の有効期限が切れたリタリン登録医（D1 登録医師）の内、学会専門医/認定医資格の有効期限変更手続きが未実施であった医師 2 名について、2016 年 4 月 15 日付でリタリン登録医の登録を取り消したことを報告した。

次に、2016 年 4 月末日までで推薦医としての登録有効期限（5 年間）が切れ、リタリン登録医の更新・変更手続きを実施しなかった 3 名の D2 登録医師については、2016 年 6 月 30 日付でリタリン登録医の登録を取り消したことを報告した。

審議事項：

議案 1. 医師への適正使用継続依頼レター送付について

議長の指示により、事務局は、適正使用継続依頼レター送付をした医師の、レター送付後のリタリン納入実績を報告し、レター送付に関する事務局対応について満場一致で承認された。

議案 2. 登録更新手続き未実施登録医の取り消し対応について

議長の指示により、事務局は、2016 年 3 月から 2016 年 7 月の間に学会専門医/認定医の有効期限が切れ、リタリン登録医の更新・変更手続きを実施しない D1 登録医師に対して、2016 年 11 月 1 日付で登録の取り消しを予定していることを報告した。

また、2016 年 4 月 22 日付で登録更新依頼状を送付した D1 登録医師 170 名のリストを示し、今後の手続きとして、2016 年 9 月 22 日時点で更新・変更手続きを実施していない医師に対して最終依頼・取り消し通知を簡易書留にて郵送した上で、2016 年 10 月 31

日の最終更新期限までに更新・変更手続きを実施しない医師に対して、2016年11月1日付でリタリン登録医の取り消しを実施する予定であることも併せて報告した。

上述の対応は、いずれも満場一致で承認された。

最新状況の報告：(2016年6月現在)

1. 流通推移

- ・2016年6月の販売量は308万3,000円、納入量は291万9,000円と、2008年(平成20年)4月からほぼ一定となっている。
- ・2013年(平成25年)5月以降、非登録医療機関への納入は認められない。
- ・2016年の月平均納入先件数は953件、月間500錠以上の納入先は、2016年の月平均で143軒(15.0%)であり、2015年の月平均148軒(15.1%)とほぼ同じであった。
- ・納入上位20施設の内、13施設は入れ替わりがなく、大きな変動はなかった。
- ・2015年5月以降非登録医療機関への納入は求められていない。

2. 登録状況及びコールセンターの情報

- ・登録医師(推薦を含む)数は3,375名で前回委員会報告時より44名増加し、薬局数は8,940軒(うち院外薬局は899件)で、前回委員会報告時より113軒増加している。

3. リタリンコールセンターの情報

- ・コールセンターにおける受信状況は、前回委員会報告時と比べて大きな変動はない。
- ・非登録医師からの処方通知に対し「調剤不可」の回答をした件数は、月平均3.5件であり前年度後期から若干減少し、非登録医療機関に対し「納入不可」の回答をした件数は月平均12.8件であり前年度後期から若干増加した。

4. 最近の報道およびインターネットの状況

- ・2015年3月から2015年4月まで、生活保護制度を悪用して入手したリタリン約6,400錠を女性に販売し、その代金約250万円を父親名義の口座に隠したとして、広告デザイナーが逮捕されたという報道が1月に1件あった。また、取引価格に関しては、2016年1月から6月に1錠1,000円台の取引が多かったため、平均価格は約1,200円で、昨年(2015年)の平均から若干下がっている。

委員長退任に伴う新委員長の選出：

委員長の退任に伴い、リタリン流通管理委員会会則第4条第1項に基づき、委員の中から新委員長の互選を実施した。指名推薦を募ったところ推薦がなかったため、事務局案として、リタリン登録医師の所属率が一番高い日本精神神経学会からの委員であり、これまでの経緯も熟知している山内委員を新委員長として提案したところ、満場一致で承認された。

次回委員会開催について：

第 26 回委員会は、2017 年 1 月 31 日（火）午後 7 時に開催することが決定した。

以上をもって本日の議事全部を終了したので、議長は午後 7 時 49 分に閉会を宣言した。

議事の経過の要領及び結果を明確にするため本議事録を作成し、議長および出席委員一名は記名捺印する。

2016 年（平成 28 年）7 月 21 日

リタリン流通管理委員会

議長 委員長 佐藤 光源

委員 石郷岡 純